

結 果 の 概 要

1 令和7年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあったが、令和5年において一時的に増加し、令和7年も前年から増加した。罪種別に前年と比較すると、自動車による過失致死傷等は減少したが、刑法犯、特別法犯（※1）及び道路交通法等違反は増加した。

また、少年被疑事件は、全ての罪種において増加しており、外国人被疑事件（※2）については、刑法犯は増加し、特別法犯は減少した。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

2 被疑事件の受理

(1) 通常受理人員（統計表第7、9、10表関係）

令和7年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は785,317人で、前年に比べると0.9%（7,030人）増加している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は4.6%（9,807人）、特別法犯は0.5%（374人）、道路交通法等違反は2.0%（4,305人）それぞれ増加している。

なお、自動車による過失致死傷等の通常受理人員は266,889人で、刑法犯全体の54.7%、総数の34.0%を占め、前年に比べると2.7%（7,456人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比（%）	対前年比（%）
総 数	785,317	100.0	0.9
刑 法 犯	221,152	28.2	4.6
特 別 法 犯	81,548	10.4	0.5
自動車による過失致死傷等	266,889	34.0	-2.7
道路交通法等違反	215,728	27.5	2.0

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

通常受理人員について、令和2年以降の推移を罪種別に見る（表2）と、令和4年までは全ての罪種について減少傾向であったが、令和5年は増加に転じ、令和6年は刑法犯を除き減少したが、令和7年においては自動車による過失致死傷等を除き、再び増加している。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪 種	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
総 数	100	95	92	98	97	98
刑 法 犯	100	96	93	103	108	113
特 別 法 犯	100	96	91	95	92	92
自動車による過失致死傷等	100	96	94	96	91	89
道路交通法等違反	100	94	89	97	96	98

（注）1 令和2年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第7、9表関係）

令和7年における刑法犯の通常受理人員は488,041人で、前年に比べると0.5%（2,351人）増加している。

主な罪名別（※）に前年と比較する（表3）と、賭博・富くじ（36.6%、203人）、恐喝（12.0%、227人）、住居侵入（7.4%、434人）などがそれぞれ増加し、収賄・贈賄（19.9%、27人）、放火（6.1%、44人）、文書偽造（4.3%、

100人) などがそれぞれ減少している。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その1)」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	488,041	100.0	0.5
公務執行妨害	1,868	0.4	1.2
放火	679	0.1	-6.1
住居侵入	6,266	1.3	7.4
文書偽造	2,203	0.5	-4.3
不同意わいせつ・不同意性交等	10,066	2.1	6.8
賭博・富くじ	758	0.2	36.6
収賄・贈賄	109	0.0	-19.9
殺人	1,473	0.3	3.2
傷害	40,032	8.2	3.8
自動車による過失致死傷等	266,889	54.7	-2.7
窃盗	86,529	17.7	3.8
強盗	2,546	0.5	-4.1
詐欺	17,286	3.5	5.4
恐喝	2,113	0.4	12.0
横領・背任	8,143	1.7	2.6
盗品等関係	1,003	0.2	4.7
毀棄・隠匿	7,454	1.5	-1.4
暴力行為等処罰に関する法律	1,973	0.4	4.9
その他の刑法犯	30,651	6.3	9.7

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和7年における特別法犯の通常受理人員は81,548人で、前年に比べると0.5%(374人)増加している。

主な罪名別に前年と比較する(表4)と、不正競争防止法(74.7%、62人)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(27.8%、20人)、ストーカー行為等の規制等に関する法律(14.0%、181人)などがそれぞれ増加し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(66.7%、8人)、金融商品取引法(35.2%、51人)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(32.7%、69人)などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	81,548	100.0	0.5
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1,207	1.5	-17.2
銃砲刀剣類所持等取締法	4,956	6.1	-0.1
売春防止法	422	0.5	-17.6
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	2,024	2.5	-11.8
ストーカー行為等の規制等に関する法律	1,477	1.8	14.0
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	4	0.0	-66.7
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	92	0.1	27.8
著作権法	118	0.1	-6.3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	5,992	7.3	-0.1
金融商品取引法	94	0.1	-35.2
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	142	0.2	-32.7
貸金業法	59	0.1	-15.7
不正競争防止法	145	0.2	74.7
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	186	0.2	-9.7
出入国管理及び難民認定法	5,751	7.1	-14.8
その他の特別法犯	58,879	72.2	3.3

なお、令和7年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較すると、麻薬及び向精神薬取締法(338.4%、8,491人)、あへん法(54.5%、6人)などが増加し、大麻取締法(70.4%、6,283人)が減少している。

令和2年以降の麻薬、覚醒剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪 名	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
大 麻 取 締 法	7,243 (100)	8,217 (113)	7,767 (107)	9,395 (130)	8,929 (123)	2,646 (37)
麻薬および向精神薬取締法	1,153 (100)	1,147 (99)	1,264 (110)	1,770 (154)	2,509 (218)	11,000 (954)
覚 醒 剤 取 締 法	13,644 (100)	12,820 (94)	9,864 (72)	9,683 (71)	10,427 (76)	10,682 (78)
あ へ ん 法	15 (100)	17 (113)	2 (13)	8 (53)	11 (73)	17 (113)
麻 薬 特 例 法	702 (100)	790 (113)	894 (127)	944 (134)	911 (130)	928 (132)

(注) () 内の数は、令和2年を100とする指数である。

3 被疑事件の処理

(1) 既済及び未済の人員（統計表第8、9、10表関係）

令和7年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員（※）の総数は790,995人で、未済となった被疑事件の人員の総数は30,071人である。前年と比べると、既済人員は1.0%（7,585人）増加し、未済人員は6.1%（1,717人）増加している。罪種別に前年と比較する（表6）と、既済人員については、刑法犯（4.5%、9,508人）、特別法犯（0.3%、219人）、道路交通法等違反（2.0%、4,370人）はそれぞれ増加し、自動車による過失致死傷等は2.4%（6,512人）減少している。未済人員については、刑法犯（10.4%、1,468人）、特別法（9.2%、434人）及び道路交通法等違反（7.7%、331人）はそれぞれ増加し、自動車による過失致死傷等は9.9%（516人）減少している。

（※）時効再起事件の人員（4人）及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪 種	既済人員	構成比(%)	対前年比 (%)	未済人員	構成比(%)	対前年比 (%)
総 数	790,995	100.0	1.0	30,071	100.0	6.1
刑 法 犯	220,372	27.9	4.5	15,608	51.9	10.4
特 別 法 犯	83,319	10.5	0.3	5,144	17.1	9.2
自動車による過失致死傷等	268,442	33.9	-2.4	4,694	15.6	-9.9
道 路 交 通 法 等 違 反	218,862	27.7	2.0	4,625	15.4	7.7

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また、令和7年における受理人員（旧受及び新受）総数（939,778人）に対する未済人員（30,071人）の割合は3.2%で、前年と比較して0.2ポイント上昇している。

令和7年の既済率は、総数は96.3%で、前年と比較して0.2ポイント低下している。

令和2年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪 種	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
総 数	97.2	97.3	96.8	96.8	96.5	96.3
刑 法 犯	95.1	94.5	94.0	93.8	93.7	93.4
特 別 法 犯	95.5	95.3	94.8	95.1	94.6	94.2
自動車による過失致死傷等	98.5	98.7	98.3	98.4	98.1	98.3
道 路 交 通 法 等 違 反	98.2	98.6	98.2	98.3	98.0	97.9

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）}}{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）} + \text{未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8、9、10表関係）

令和7年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べ、起訴は248,994人で4.2%（9,924人）増加し、不起訴は486,207人で1.6%（7,811人）減少している。

令和2年以降の既済事由別人員の構成比の推移は表8のとおりである。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴	31.4	31.5	30.5	30.1	30.5	31.5
公 判 請 求	9.8	9.9	9.3	9.5	10.2	10.5
略 式 命 令 請 求	21.5	21.7	21.3	20.5	20.3	21.0
不 起 訴	63.2	63.5	64.2	64.0	63.1	61.5
そ の 他	5.4	5.0	5.2	5.9	6.4	7.1

(注) 「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

令和7年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は86.2%で0.7ポイント低下、嫌疑不十分は10.7%で1.0ポイント上昇、その他は3.1%で0.2ポイント低下した。

令和7年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では69.7%で、自動車による過失致死傷等は11.8%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、令和2年以降の推移を見る(表9)と、公判請求の割合は、刑法犯では、令和4年に0.8ポイント低下したものの、令和5年から上昇傾向にある。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
刑 法 犯						
公 判 請 求	48.4	48.4	47.6	47.7	48.1	48.5
略 式 命 令 請 求	51.6	51.6	52.4	52.3	51.9	51.5
自動車による過失致死傷等を除く刑法犯						
公 判 請 求	71.2	71.4	70.7	70.4	69.6	69.7
略 式 命 令 請 求	28.8	28.6	29.3	29.6	30.4	30.3
自動車による過失致死傷等						
公 判 請 求	11.0	11.2	10.8	11.1	11.8	11.8
略 式 命 令 請 求	89.0	88.8	89.2	88.9	88.2	88.2

(3) 被疑者の年齢(統計表第47、48表関係)

令和7年において刑法犯(自動車による過失致死傷等を除く。)で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を比較すると、男性は20歳～24歳、女性は70歳以上が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、令和2年以降の推移を見る(表10)と、20歳～24歳と70歳以上の構成比は、令和3年までは上昇傾向にあったが、令和4年から低下傾向となっている。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	令和 2年	3年	4年	5年	6年	令和7年		
						総数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14～17 歳	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18・19 歳	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	0.6
20～24 歳	14.0	14.2	13.8	13.5	13.3	13.2	13.8	10.2
25～29 歳	11.0	11.0	11.2	11.3	11.6	12.2	12.7	9.9
30～34 歳	9.6	9.2	9.3	9.4	10.1	10.0	10.3	8.4
35～39 歳	9.2	9.4	9.5	9.2	9.3	9.1	9.4	8.0
40～44 歳	9.5	9.3	9.0	9.1	8.9	8.9	9.0	8.6
45～49 歳	9.9	9.7	9.4	9.1	8.9	8.7	8.7	8.9
50～54 歳	7.9	8.2	8.8	8.7	8.9	8.8	8.8	9.1
55～59 歳	6.4	6.4	6.5	7.0	7.1	7.1	7.0	7.3
60～64 歳	5.2	5.0	5.0	5.4	5.3	5.4	5.3	5.8
65～69 歳	5.1	4.7	4.5	4.3	4.1	4.2	4.1	4.8
70 歳 以上	11.3	12.0	11.9	12.1	11.5	11.3	9.9	18.3

(4) 起訴率（統計表第8、9、10表関係）

令和7年において起訴した人員は248,994人である。罪種別に起訴した人員の構成比を見ると、刑法犯は71,354人で28.7%、特別法犯は37,737人で15.2%、自動車による過失致死傷等は41,196人で16.5%、道路交通法等違反は98,707人で39.6%である。

令和7年の起訴率は33.9%である。

令和2年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、令和6年から全体として緩やかな増加傾向にある。

表11 起訴率の推移

罪種	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年
総数	33.2	33.2	32.2	32.0	32.6	33.9
刑法犯	37.4	36.8	36.2	36.9	37.7	37.7
特別法犯	48.8	48.7	45.8	45.4	46.5	47.9
自動車による過失致死傷等	13.5	13.7	13.5	14.2	15.3	15.7
道路交通法等違反	50.6	51.0	50.3	46.8	45.4	48.0

（注）1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、令和2年以降の推移を見る（表12）と、同年と比較して、殺人（4.7ポイント）、文書偽造（3.8ポイント）などが上昇し、収賄・贈賄（16.3ポイント）、賭博・富くじ（11.6ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪名	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年
公務執行妨害	52.2	48.4	44.7	44.9	46.6	48.4
放火	34.0	33.4	34.0	39.6	36.9	37.6
住居侵入	40.5	41.3	40.4	41.3	40.1	41.9
文書偽造	31.4	27.1	28.6	33.0	33.7	35.2
強制わいせつ・強制性交等	34.7	31.9	32.6	33.6	34.5	33.6
賭博・富くじ	68.8	59.6	54.2	60.6	52.2	57.2
収賄・贈賄	89.0	84.1	37.0	43.2	41.9	72.7
殺人	25.4	23.5	30.5	27.4	33.1	30.1
傷害	31.4	30.2	30.1	29.5	28.9	28.6
自動車による過失致死傷等	13.5	13.7	13.5	14.2	15.3	15.7
窃盗	43.7	43.6	43.4	44.7	44.8	44.5
強盗	42.2	25.9	29.6	38.8	38.2	35.5
詐欺	54.5	52.7	48.0	49.1	51.4	51.6
恐喝	29.1	29.1	24.9	29.8	26.5	29.2
横領・背任	20.8	19.9	21.7	22.6	22.5	23.0
盗品等関係	25.5	20.1	19.9	32.1	20.8	19.2
毀棄・隠匿	22.1	22.4	22.9	22.9	23.5	23.9
暴力行為等処罰に関する法律	33.8	30.6	31.5	29.7	31.2	28.9

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

(5) 処理期間（統計表第30、31表関係）

令和7年において既済となった被疑事件（※1）の処理期間（※2）について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る（表13）と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯40.0%、特別法犯41.5%、総数40.5%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯69.2%、特別法犯70.3%、総数69.5%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯83.9%、特別法犯85.0%、総数84.2%である。

（※1）他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を含まない。

（※2）検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪 種	総 数	15 日以内	1 月以内	2 月以内	3 月以内	6 月以内	1 年以内	2 年以内	2 年を超える
総 数	350,390 (100.0)	141,783 (40.5)	101,779 (29.0)	51,594 (14.7)	21,552 (6.2)	25,366 (7.2)	7,545 (2.2)	748 (0.2)	23 (0.0)
刑 法 犯	249,662 (100.0)	99,981 (40.0)	72,775 (29.1)	36,739 (14.7)	15,355 (6.2)	18,458 (7.4)	5,737 (2.3)	598 (0.2)	19 (0.0)
特 別 法 犯	100,728 (100.0)	41,802 (41.5)	29,004 (28.8)	14,855 (14.7)	6,197 (6.2)	6,908 (6.9)	1,808 (1.8)	150 (0.1)	4 (0.0)

(注) () 内は、総数に対する構成比である。

4 少年被疑事件

(1) 通常受理人員（統計表第27表関係）

令和7年における少年被疑事件の通常受理人員は58,619人で、前年に比べると10.2%（5,440人）増加している。

罪種別に前年と比較して見る（表14）と、刑法犯は11.4%（3,348人）、特別法犯は10.0%（471人）、自動車による過失致死傷等は0.5%（35人）、道路交通法等違反は13.1%（1,586人）それぞれ増加している。

また、男女別構成比では、男性が84.8%を占めている。前年に比べると、男性は11.1%（4,978人）、女性は5.5%（462人）それぞれ増加している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	58,619	100.0	10.2
刑 法 犯	32,617	55.6	11.4
特 別 法 犯	5,194	8.9	10.0
自動車による過失致死傷等	7,105	12.1	0.5
道 路 交 通 法 等 違 反	13,703	23.4	13.1
男	49,720	84.8	11.1
女	8,899	15.2	5.5

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、令和2年以降の推移を罪種別に見る（表15）と、令和3年までは特別法犯を除いた罪種で低下傾向であったが、令和4年からは、自動車による過失致死傷等以外は上昇傾向にある。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪 種	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
総 数	100	89	91	108	117	129
刑 法 犯	100	85	88	113	132	147
特 別 法 犯	100	104	115	138	129	142
自動車による過失致死傷等	100	94	92	87	80	80
道 路 交 通 法 等 違 反	100	86	86	102	112	127
男	100	88	90	108	118	131
女	100	93	94	107	113	120

(注) 1 令和2年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第27表関係）

令和7年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別（※）に見る（表16）と、前年に比べて、暴力行為等処罰に関する法律（82.5%、118人）、公務執行妨害（68.2%、75人）、恐喝（34.6%、191人）などが増加し、放火（18.8%、6人）、強盗（9.3%、60人）などが減少した。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その2）」による。ただし、注記のある場合は、それによる。

以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	39,722	100.0	9.3
公務執行妨害	185	0.5	68.2
放火	26	0.1	-18.8
住居侵入	1,170	2.9	0.4
文書偽造	105	0.3	12.9
不同意わいせつ・不同意性交等	892	2.2	4.7
殺人	75	0.2	31.6
傷害	4,453	11.2	9.6
自動車による過失致死傷等	7,105	17.9	0.5
窃盗	16,560	41.7	14.1
強盗	584	1.5	-9.3
詐欺	1,413	3.6	21.6
恐喝	743	1.9	34.6
横領・背任	1,888	4.8	-2.5
盗品等関係	425	1.1	1.7
暴力行為等処罰に関する法律	261	0.7	82.5
その他の刑法犯	3,837	9.7	8.9

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷・不同意性交等致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、麻薬及び向精神薬取締法は1,803人で513.3%（1,509人）、覚醒剤取締法は213人で30.7%（50人）増加し、毒物及び劇物取締法は0人で100%（10人）、大麻取締法は361人で74.8%（1,071人）減少した。

(3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7、9、10、27表関係）

令和7年における全被疑者（少年、成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は7.5%で、前年に比べ0.7ポイント上昇した。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、令和2年以降の推移を罪種別に比較する（表17）と、刑法犯、道路交通法等違反は、令和4年から上昇傾向に転じている。特別法犯は、令和2年から上昇傾向であり、令和6年に減少したが、令和7年は再び上昇に転じた。自動車による過失致死傷等は、令和7年は前年と比較して0.1ポイント上昇した。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
総 数	5.7	5.3	5.6	6.2	6.8	7.5
刑 法 犯	11.3	10.0	10.7	12.5	13.8	14.7
特 別 法 犯	4.1	4.5	5.3	6.0	5.8	6.4
自動車による過失致死傷等	2.9	2.9	2.9	2.7	2.6	2.7
道 路 交 通 法 等 違 反	4.9	4.5	4.7	5.2	5.7	6.4

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

令和7年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と、前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、恐喝（5.9ポイント）、暴力行為等処罰に関する法律（5.6ポイント）、公務執行妨害（3.9ポイント）などであり、減少している罪名は、住居侵入（1.3ポイント）、強盗（1.3ポイント）などである。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪 名	少 年	成 人
総 数	8.1	91.9
公 務 執 行 妨 害	9.9	90.1
放 火	3.8	96.2
住 居 侵 入	18.7	81.3
文 書 偽 造	4.8	95.2
不同意わいせつ・不同意性交等	8.9	91.1
殺 人	5.1	94.9
傷 害	11.1	88.9
自動車による過失致死傷等	2.7	97.3
窃 盗	19.1	80.9
強 盗	22.9	77.1
詐 欺	8.2	91.8
恐 喝	35.2	64.8
横 領 ・ 背 任	23.2	76.8
盗 品 等 関 係	42.4	57.6
暴力行為等処罰に関する法律	13.2	86.8
そ の 他 の 刑 法 犯	9.8	90.2

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷・不同意性交等致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

(4) 少年被疑事件の年齢別人員（統計表第27表関係）

令和7年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る（表19）と、前年に比べて、14・15歳は11.3%（797人）、16・17歳は13.7%（1,752人）、18・19歳は5.1%（834人）それぞれ増加している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年 齢	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	39,722	100.0	9.3
14・15 歳	7,836	19.7	11.3
16・17 歳	14,544	36.6	13.7
18・19 歳	17,342	43.7	5.1

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、令和2年以降の年齢別構成比の推移を見る（表20）と、令和7年は前年に比べて、14・15歳の割合は0.3ポイント、16・17歳の割合は1.4ポイントそれぞれ上昇し、18・19歳の割合は1.7ポイント低下している。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年 齢	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14・15 歳	14.0	14.2	15.5	18.2	19.4	19.7
16・17 歳	30.0	29.6	29.6	32.8	35.2	36.6
18・19 歳	56.0	56.2	54.9	49.0	45.4	43.7

5 外国人被疑事件

(1) 通常受理人員（統計表第15、16、21、22表関係）

令和7年における外国人被疑事件（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）の通常受理人員は24,673人で、前年に比べると4.8%（1,131人）増加している。

罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は13.5%（1,665人）増加し、特別法犯は4.8%（534人）減少している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	24,673	100.0	4.8
刑 法 犯	14,034	56.9	13.5
特 別 法 犯	10,639	43.1	-4.8

令和7年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、ベトナム、中国、韓国・朝鮮、ブラジルが上位を占める。

前年に比べると、ペルー（25.5%、97人）、スリランカ（11.7%、58人）、ブラジル（11.0%、149人）などがそれぞれ増加し、韓国・朝鮮（9.9%、252人）、インドネシア（7.5%、50人）などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	24,673	100.0	0.0
ベ ト ナ ム	7,139	28.9	5.8
中 国	4,716	19.1	7.5
韓 国 ・ 朝 鮮	2,291	9.3	-9.9
ブ ラ ジ ル	1,498	6.1	11.0
フ ィ リ ピ ン	1,369	5.5	-0.1
タ イ	1,098	4.5	2.9
アメリカ合衆国	624	2.5	7.2
インドネシア	614	2.5	-7.5
ス リ ラ ン カ	554	2.2	11.7
ペ ル ー	478	1.9	25.5
そ の 他	4,292	17.4	8.5

令和7年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は20,017人で、前年から1,295人増加している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は19.3%（1,713人）増加し、特別法犯は4.3%（418人）減少している。

また、令和7年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は81.1%（前年79.5%）であり、罪種別では、刑法犯は75.6%（前年71.9%）、特別法犯は88.4%（前年88.0%）であった。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	20,017	100.0	6.9	81.1
刑 法 犯	10,608	53.0	19.3	75.6
特 別 法 犯	9,409	47.0	-4.3	88.4

令和7年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、ベトナム、中国などが上位を占める。

前年に比べると、ペルー（26.6%、57人）、アメリカ合衆国（19.2%、65人）、ブラジル（16.9%、149人）などがそれぞれ増加している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	20,017	100.0	6.9	81.1
ベ ト ナ ム	7,026	35.1	5.6	98.4
中 国	3,618	18.1	10.0	76.7
タ イ	1,047	5.2	4.8	95.4
ブ ラ ジ ル	1,029	5.1	16.9	68.7
フ ィ リ ピ ン	1,008	5.0	3.6	73.6
韓 国 ・ 朝 鮮	609	3.0	-8.7	26.6
イ ン ド ネ シ ア	594	3.0	-8.5	96.7
ス リ ラ ン カ	530	2.6	9.1	95.7
ア メ リ カ 合 衆 国	403	2.0	19.2	64.6
ペ ル ー	271	1.4	26.6	56.7
そ の 他	3,882	19.4	8.6	90.4

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第16、22表関係）

令和7年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べ、刑法犯では、賭博・富くじ（105.9%、18人）、詐欺（60.8%、577人）、強盗（18.4%、38人）などが増加し、恐喝（27.0%、17人）、殺人（12.1%、13人）などが減少している。特別法犯では、あへん法（250.0%、5人）、麻薬及び向精神薬取締法（191.4%、800人）、売春防止法（73.3%、11人）などが増加し、大麻取締法（80.4%、550人）、出入国管理及び難民認定法（15.6%、987人）などが減少している。

構成比で見ると、窃盗が23.9%と最も高く、次いで出入国管理及び難民認定法が21.6%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	24,673	100.0	4.8
刑 法 犯	14,034	56.9	13.5
公務執行妨害	141	0.6	0.7
住居侵入	438	1.8	14.1
文書偽造	230	0.9	12.7
不同意わいせつ・不同意性交等	534	2.2	3.9
賭博・富くじ	35	0.1	105.9
殺人	94	0.4	-12.1
傷害	2,424	9.8	6.6
窃盗	5,908	23.9	11.8
強盗	245	1.0	18.4
詐欺	1,526	6.2	60.8
恐喝	46	0.2	-27.0
横領・背任	353	1.4	-4.3
盗品等関係	189	0.8	-9.6
暴力行為等処罰に関する法律	137	0.6	-1.4
その他の刑法犯	1,734	7.0	15.1
特 別 法 犯	10,639	43.1	-4.8
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	189	0.8	-6.4
銃砲刀剣類所持等取締法	296	1.2	1.4
売春防止法	26	0.1	73.3
大麻取締法	134	0.5	-80.4
麻薬及び向精神薬取締法	1,218	4.9	191.4
覚醒剤取締法	1,044	4.2	5.7
あへん法	7	0.0	250.0
関税法	405	1.6	35.0
出入国管理及び難民認定法	5,321	21.6	-15.6
その他の特別法犯	1,999	8.1	1.8

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和7年における全被疑者の通常受理人員（302,700人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は8.2%（前年8.0%）であった。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、盗品等関係（18.8%）、文書偽造（10.4%）、強盗（9.6%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（92.5%）、関税法（65.9%）などが高い割合を示している。

令和7年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、賭博・富くじ（144.4%、13人）、詐欺（72.3%、527人）、強盗（30.7%、46人）が増加し、恐喝（16.7%、5人）、殺人（16.1%、14人）などが減少している。特別法犯では、あへん法（200.0%、4人）麻薬及び向精神薬取締法（185.9%、671人）、売春防止法（57.1%、4人）が増加し、大麻取締法（81.5%、422人）、出入国管理及び難民認定法（15.8%、983人）などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	20,017	100.0	6.9
刑法犯	10,608	53.0	19.3
公務執行妨害	101	0.5	7.4
居住侵入	345	1.7	15.0
文書偽造	206	1.0	27.2
不同意わいせつ・不同意性交等	393	2.0	-1.0
賭博・富くじ	22	0.1	144.4
殺人	73	0.4	-16.1
傷害	1,622	8.1	13.6
窃盗	4,609	23.0	17.9
強盗	196	1.0	30.7
詐欺	1,256	6.3	72.3
恐喝	25	0.1	-16.7
横領・背任	250	1.2	2.9
盗品等関係	154	0.8	-14.0
暴力行為等処罰に関する法律	101	0.5	0.0
その他の刑法犯	1,255	6.3	16.4
特別法犯	9,409	47.0	-4.3
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	127	0.6	-7.3
銃砲刀剣類所持等取締法	210	1.0	-0.5
売春防止法	11	0.1	57.1
大麻取締法	96	0.5	-81.5
麻薬及び向精神薬取締法	1,032	5.2	185.9
覚醒剤取締法	829	4.1	11.3
あへん法	6	0.0	200.0
関税法	383	1.9	47.9
出入国管理及び難民認定法	5,247	26.2	-15.8
その他の特別法犯	1,468	7.3	8.2

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、殺人には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和7年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造（89.6%）、詐欺（82.3%）、盗品等関係（81.5%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（98.6%）、関税法（94.6%）、あへん法（85.7%）などが高い割合を示している。

6 被疑者の逮捕・勾留

（1）逮捕（統計表第41、43表関係）

令和7年に既済となった被疑事件（※）の人員のうち、逮捕された者は109,082人で、前年に比べると2.4%（2,538人）増加し、同年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は36.3%（前年36.5%）であった。

（※）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る（表27）と、逮捕された者の人員は、刑法犯は3.0%（2,385人）、特別法犯は0.6%（153人）それぞれ増加している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は37.1%（前年37.6%）であり、特別法犯は34.1%（前年33.8%）であった。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪 種	総 数	逮捕された者			逮捕されなかった者		
		人 員	総数に対する割合 (%)	対前年比 (%)	人 員	総数に対する割合 (%)	対前年比 (%)
総 数	300,915	109,082	100.0	2.4	191,833	100.0	3.7
刑 法 犯	220,299	81,632	74.8	3.0	138,667	72.3	5.4
特 別 法 犯	80,616	27,450	25.2	0.6	53,166	27.7	-0.5

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、令和2年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	37.4	36.6	36.7	36.9	36.5	36.3
逮捕されなかった者	62.6	63.4	63.3	63.1	63.5	63.7

令和7年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び総数に対する割合を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は8,860人（23.4%）、同成人は100,207人（39.8%）であり、前年に比べると、少年は16.3%（1,240人）、成人は1.3%（1,296人）それぞれ増加している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男性は96,455人（39.1%）、同女性は12,626人（29.0%）であり、前年に比べると、男性は2.5%（2,373人）、女性は1.3%（164人）それぞれ増加している。

令和7年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が136人（0.1%）、警察から身柄送致が103,355人（94.7%）、警察で身柄釈放が5,591人（5.1%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が0.7%（1人）、警察から身柄送致が2.7%（2,755人）それぞれ増加し、警察で身柄釈放が3.8%（218人）減少している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	109,082	100.0	2.4
検 察 庁 逮 捕	136	0.1	0.7
警 察 か ら 身 柄 送 致	103,355	94.7	2.7
警 察 で 身 柄 釈 放	5,591	5.1	-3.8

また、令和7年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は56,992人（52.2%）、不起訴は44,173人（40.5%）、中止は37人（0.0%）、家庭裁判所送致は7,880人（7.2%）であり、前年に比べると、起訴は2.6%（1,464人）増加し、不起訴は0.1%（26人）減少している。

(2) 勾留（統計表第41、42、44表関係）

令和7年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は98,221人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の94.9%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は93,871人で、勾留請求した者の95.6%を占めている。

また、勾留された者（※）は93,906人で、前年に比べると2.8%（2,518人）増加している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

令和7年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、勾留中公判請求は40,238人（42.8%）、勾留中略式命令請求は6,327人（6.7%）、勾留中家裁送致は5,276人（5.6%）、釈放は42,059人（44.8%）であり、前年に比べ、勾留中公判請求は2.9%（1,131人）、勾留中略式命令請求は0.6%（37人）、勾留中家裁送致は17.3%（778人）、釈放は1.4%（574人）それぞれ増加している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	93,906	100.0	2.8
勾 留 中 公 判 請 求	40,238	42.8	2.9
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	6,327	6.7	0.6
勾 留 中 家 裁 送 致	5,276	5.6	17.3
釈 放	42,059	44.8	1.4
そ の 他	6	0.0	-25.0

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は6,295人（15.0%）、不起訴は34,287人（81.5%）、中止は24人（0.1%）、家庭裁判所送致は1,453人（3.5%）である。

令和7年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は52,869人（56.3%）、不起訴は34,466人（36.7%）、中止は24人（0.0%）、家庭裁判所送致は6,547人（7.0%）であり、前年に比べ、起訴は3.0%（1,564人）増加し、不起訴は0.1%（42人）減少している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	93,906	100.0	2.8
起 訴	52,869	56.3	3.0
不 起 訴	34,466	36.7	-0.1
起 訴 猶 予	22,185	23.6	-3.2
嫌 疑 不 十分	11,410	12.2	7.4
そ の 他	871	0.9	-9.7
中 止	24	0.0	-22.6
家 裁 送 致	6,547	7.0	18.1

令和7年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,599人（1.7%）、10日以内は25,486人（27.1%）、15日以内は4,463人（4.8%）、20日以内は62,144人（66.2%）、25日以内は26人（0.0%）、25日を超えるは188人（0.2%）である。

なお、令和7年において勾留期間の延長を請求した者は67,052人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は66,852人で、延長を請求した者の99.7%を占める。また、勾留期間の延長を許可された者のうち、起訴は38,471人で、延長が許可された者の57.5%を占める。

7 被疑者の前科関係

(1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

令和7年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は143,261人で全体の66.9%を占めている。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に前年と比べると、刑法犯は34.1%で0.6ポイント減少し、特別法犯は30.6%で0.2ポイント増加している。

（※）前科不詳者、法人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初犯者	前科者
総 数	214,059	143,261	70,798
男	181,766	117,084	64,682
女	32,293	26,177	6,116
刑 法 犯	149,536	98,507	51,029
男	125,312	78,985	46,327
女	24,224	19,522	4,702
特 別 法 犯	64,523	44,754	19,769
男	56,454	38,099	18,355
女	8,069	6,655	1,414

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、令和２年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	令和 ２年	３年	４年	５年	６年	７年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	62.7	63.4	63.6	63.9	65.3	65.9
前 科 者	37.3	36.6	36.4	36.1	34.7	34.1

令和７年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、構成比が高い罪名から順に、初犯者は賭博・富くじ（77.7%）、殺人（76.8%）、不同意わいせつ・不同意性交等（76.7%）、収賄・贈賄（76.2%）、横領・背任（72.2%）など、前科者は公務執行妨害（42.6%）、窃盗（40.4%）、恐喝（39.2%）などである。

また、前年に比べると、初犯者は賭博・富くじ45.9%（177人）、脅迫17.0%（196人）、住居侵入10.6%（301人）が、前科者は収賄・贈賄122.2%（11人）、賭博・富くじ23.7%（31人）、脅迫14.0%（100人）などがそれぞれ増加している。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公 務 執 行 妨 害	57.4	42.6
放 火	68.3	31.7
住 居 侵 入	66.2	33.8
文 書 偽 造	72.0	28.0
不同意わいせつ・不同意性交等	76.7	23.3
賭 博 ・ 富 く じ	77.7	22.3
収 賄 ・ 贈 賄	76.2	23.8
殺 人	76.8	23.2
傷 害	69.4	30.6
脅 迫	62.3	37.7
窃 盗	59.6	40.4
強 盗	67.2	32.8
詐 欺	69.1	30.9
恐 喝	60.8	39.2
横 領 ・ 背 任	72.2	27.8
盗 品 等 関 係	69.7	30.3
毀 棄 ・ 隠 匿	63.7	36.3
暴力行為等処罰に関する法律	65.1	34.9

注）「文書偽造」には刑法第２編第 17 章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第 26 章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等を

令和７年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、公職選挙法（91.6%）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（81.5%）、大麻取締法（77.1%）など、前科者の割合の高い罪名は、毒物及び劇物取締法（86.2%）、覚醒剤取締法（74.9%）である。

(2) 初犯者、前科者別公訴提起（公判請求及び略式命令請求）率（統計表第49、50表関係）

令和７年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は41.5%（前年41.1%）、特別法犯は51.3%（同49.1%）であり、前科者では刑法犯は59.7%（同60.0%）、特別法犯は69.6%（同68.3%）である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る（表35）と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、収賄・贈賄（93.8%）、殺人（82.1%）、強盗（81.2%）などであり、前科者では、収賄・贈賄（100.0%）、強盗（86.2%）、殺人（84.2%）などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	49.3	59.8
放火	59.6	81.1
住居侵入	42.7	58.4
文書偽造	55.0	69.1
不同意わいせつ・不同意性交等	49.1	64.7
賭博・富くじ	59.7	67.3
収賄・贈賄	93.8	100.0
殺害	82.1	84.2
傷害	29.9	42.0
脅迫	40.5	50.9
窃盗	39.8	64.4
強盗	81.2	86.2
詐欺	66.0	73.0
恐喝	42.9	52.4
横領・背任	22.8	35.9
盗品等関係	44.0	56.5
毀棄・隠匿	43.5	57.9
暴力行為等処罰に関する法律	22.8	50.7

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、殺人には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率を見ると、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、覚醒剤取締法（90.5%）、職業安定法（86.4%）、麻薬及び向精神薬取締法（78.8%）などであり、前科者では、覚醒剤取締法（92.5%）、職業安定法（83.3%）、毒物及び劇物取締法（82.7%）などである。

8 検察官の上訴

(1) 控訴（統計表第59、60表関係）

令和7年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とはが控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は55人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は45人で、検察官が控訴した被告事件の81.8%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、令和7年において既済となった人員を既済事由別の構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が48.0%と最も高く、次いで控訴棄却が36.0%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	50	100.0
破 棄 自 判	24	48.0
破棄差戻し・破棄移送	3	6.0
控 訴 棄 却	18	36.0
控 訴 取 下 げ	-	-
そ の 他	5	10.0

検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の14人について既済事由別に見ると、破棄差戻し・破棄移送は3人（21.4%）、控訴棄却は11人（78.6%）である。

また、原判決が有罪の20人について、破棄自判により原判決より刑を重くした人員は6人（30.0%）、刑が同じ人員は5人（25.0%）、刑を軽くした人員は1人（5.0%）、公訴棄却は1人（5.0%）であり、そのほか、控訴棄却は4人（20.0%）、その他は3人（15.0%）である。

(2) 上告（統計表第59、61表関係）

令和7年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とはが上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は8人である。また、検察官が上告した被告事件で、令和7年において既済となった人員は13人である。

9 確定裁判と刑の執行猶予

(1) 確定裁判（統計表第63表関係）

令和7年において確定裁判を受けた人員は210,753人で、前年に比べると3.4%（6,952人）増加している。

※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設された（令和7年6月1日施行）。以下同じ。

表37 確定裁判を受けた人員

刑の種類等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	210,753	100.0	3.4
死 刑	2	0.0	0.0
拘 禁 刑	5,724	2.7	-
懲 役	38,013	18.0	-10.5
禁 錮	3,073	1.5	-1.9
罰 金	162,359	77.0	3.7
拘 留	1	0.0	0.0
科 料	1,120	0.5	-9.3
無 罪	104	0.0	8.3
公 訴 棄 却	356	0.2	7.6
そ の 他	1	0.0	0.0

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、令和2年以降の刑の種類別の推移は以下（表38）のとおりである。

表38 拘禁刑・懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑 の 種 類	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
拘 禁 刑	-	-	-	-	-	-
懲 役	100	98	88	89	96	86
禁 錮	100	98	96	99	114	112
罰 金	100	96	91	92	91	94

（注）令和2年を100とする指数である。

拘禁刑、懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、令和2年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移は以下（表39）のとおりである。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区 分		令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
拘禁刑	計	-	-	-	-	-	100.0
	実 刑	-	-	-	-	-	31.4
	一部執行猶予	-	-	-	-	-	2.1
	全部執行猶予	-	-	-	-	-	66.6
懲 役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	35.7	35.9	36.3	35.4	34.4	34.1
	一部執行猶予	2.9	2.3	1.9	1.5	1.4	1.3
	全部執行猶予	61.4	61.7	61.8	63.2	64.2	64.6
禁 錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	1.7	1.7	1.9	1.6	1.2	1.5
	一部執行猶予	-	-	-	-	-	-
	全部執行猶予	98.3	98.3	98.1	98.4	98.8	98.5

令和7年において拘禁刑、懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別の構成比は以下（表40）のとおりである。

表40 拘禁刑、懲役及び禁錮の刑期別人員

区 分	人 員	構成比 (%)
計	1,795	100.0
1 年 以 下	645	35.9
3 年 以 下	1,035	55.7
5 年 以 下	102	5.7
10 年 以 下	13	0.7
15 年 以 下	-	-
20 年 以 下	-	-
20 年を超える	-	-
無 期	-	-
計	12,962	100.0
1 年 以 下	3,060	23.6
3 年 以 下	6,812	52.6
5 年 以 下	2,097	16.2
10 年 以 下	812	6.3
15 年 以 下	116	0.9
20 年 以 下	34	0.3
20 年を超える	16	0.1
無 期	15	0.1
計	47	100.0
1 年 以 下	12	25.5
3 年 以 下	32	68.1
3 年を超える	3	6.4
無 期	-	-

（注）刑の執行猶予を除く。

(2) 刑の執行猶予（統計表第68、69、70、71、72、73、74、75表関係）

令和7年において刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は31,398人で、前年に比べると3.4%（1,041人）増加している。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は610人で、前年に比べると3.2%（19人）増加している。

自由刑について、刑の種類別に刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員及び構成比を見ると、拘禁刑が3,811人（12.1%）、懲役が24,559人（78.2%）、禁錮が3,026人（9.6%）、罰金が2人（0.0%）となっている。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る（表41、表42）と、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が3年以上の構成比が68.6%と最も高く、次いで4年以上が19.8%を占めているのに対し、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が2年以上の構成比が87.9%と最も高く、次いで3年以上が9.3%を占めている。

表41 刑の全部の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	31,398	100.0
1 年 以 上	7	0.0
2 年 以 上	927	3.0
3 年 以 上	21,526	68.6
4 年 以 上	6,213	19.8
5 年	2,725	8.7

表42 刑の一部の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	610	100.0
1 年 以 上	10	1.6
2 年 以 上	536	87.9
3 年 以 上	57	9.3
4 年 以 上	6	1.0
5 年	1	0.2

令和7年において刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者は3,207人（取り消された刑の種類は、拘禁刑2人、懲役

3,190人、禁錮15人）で、前年に比べると187人（6.2％）増加している。

刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は3,010人で、刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者の93.9％を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は331人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の11.0％を占めている。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消された者は191人で、そのうち、174人が覚醒剤取締法による刑の一部の執行猶予によるものであった。